

令和5年度ウポポイ・アイヌ関連施設誘客促進事業委託業務
企画提案説明書

1 業務の目的

ウポポイをはじめ道内アイヌ関連施設やアイヌ文化とゆかりのある地域（以下「道内アイヌ関連施設等」という。）について、広く国内外の興味を高め、来訪意欲を促進し、ウポポイ開業効果の地域波及を図り、アイヌ文化の振興と地域の活性化につなげるため、総合的なアイヌ文化の魅力を発信する。

2 業務の内容

(1) 国内外に向けたPR動画の発信

ア 国内向けPR動画の発信

令和2年度に制作したPR動画「AINU MUSEUM TRIP」を、本業務の目的達成に向け、効果的な発信・PRについて企画提案し、実施すること。

なお、発信の期間は延べ1ヵ月以上とすること。

イ 海外向けPR動画の発信

令和4年度に制作した多言語版動画（※7言語：英、簡、繁、韓、仏、独、マレー）について、英、簡、繁を含む3言語以上のPR動画を使用し、海外諸地域（原則6カ国以上）への効果的なPR手法等を企画提案し実施すること。

なお、発信の期間は延べ1ヶ月以上とすること。

(2) アイヌ文化関連情報のポータルサイト

現在公開しているアイヌ文化関連の情報を一元化して掲載するポータルサイト（AINU MUSEUM TRIP <https://www.ainumuseum-trip.jp/>）をより発信力高く、職員が随時更新できるなど管理しやすくするためのリニューアルに関すること。

(3) PRイベントの実施

ア 実施日数

各実施場所2日以上

イ 実施場所

道内（札幌又は地方の中核都市）、道外（首都圏又は大阪、福岡などの政令都市）各1回
なお、会場選定に当たっては、1会場あたり開催期間中延べ1,000人以上の来場者が見込まれる場所にする。

ウ 実施内容

次のことを実施し、インバウンドを含め幅広く多くの人々にアイヌ文化の発信と道内アイヌ関連施設等のPRを行うこと。

なお、インバウンドの集客が見込まれる実施時期の検討及び会場の選定を行い、インバウンド対応も可能な体制とすること。

(ア) アイヌ文化の魅力発信

アイヌ伝統舞踊の披露、伝統楽器の演奏や工芸品実演販売など、来場者にアイヌ文化の魅力を発信すること。

(イ) アイヌ文化の体験

イベント会場において、食や工芸など来場者向けの体験プログラムを実施すること。

(ウ) ウポポイ等の概要を紹介したパネルなどの製作・掲示

アイヌ文化の歴史やウポポイの概要を説明したパネルを製作し、イベント会場に掲示すること。

(エ) ノベルティの製作・配布

アイヌ文様を使用したロゴを作成し、アイヌ文化PRに資するノベルティの製作及び会場での配布を行うこと。

(オ) アイヌの歴史や文化に対する理解度などの調査

来場者に対して、アイヌの歴史や文化の理解度・関心度や、魅力を感じたイベント内容など、今後のプロモーションに資するアンケート調査を実施すること。

なお、アンケート調査項目については、委託者と協議の上、決定するものとする。

(4) その他

ア 上記業務のほか、目的の達成に資する独自事業、連携事業の企画があれば提案すること。

イ 受託者が行う業務は以上のとおりとし、その実施にあたっては、委託者と相談の上、行うこと。未定事項や調整の結果変更される事項について、柔軟に対応できる体制とし、変更の場合は、委託者と協議すること。

3 業務処理にあたっての留意事項

(1) 各業務のねらいを達成するため最適な事業の計画を立てること。

(2) 企画に基づく事業の実施を行うこと。

ア 業務に当たっては、事前に委託者や関係機関に確認を行った上で実施すること。

イ 各業務の進行管理を適切に行うこと。

ウ 事業の効果を高めるため、ウポポイ官民応援ネットワーク構成員等との協働による取組の推進・調整に努めること。

エ 業務に当たっては、著作権等を調整の上、既存の広報素材の利用を妨げないこと。また、使用媒体や広報対象に応じて、作成又は加工し利用する際には、事前に委託者と協議すること。

4 成果品の提出

委託業務を完了したときは、当該委託業務の処理成果を記載した報告書等を次のとおり提出すること。

(1) 本委託業務の処理成果を記載した実績報告書

紙媒体1部(A4版)(様式は本委託業務処理要領に添付)

(2) 当該委託業務の処理成果を記載した報告書

電子媒体(CD-R又はDVD-R)1部及び紙媒体3部(A4判)

(3) 著作権等

本委託業務における成果品(データ)の所有権及び著作権は委託者に帰属する。

5 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

(1) 単体の法人若しくは団体又は複数の法人、団体の連合体(以下、「コンソーシアム」という。)であること。

なお、単体の法人若しくはコンソーシアムは、観光、文化、催事、広報等それぞれの業務に関して専門的なノウハウ、あるいは横断的なネットワーク等を有する事業者及び、地域の交流資源や事業者との連携強化を喚起する趣旨から、事業の活性化を担う団体、企業を含むこと。

(2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。

ア コンソーシアムの代表者及び単体企業等は、道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む）を有する企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人（以下、「特定非営利活動法人」という）、その他法人又は法人以外の団体であること。

イ 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

（ア）道税（個人道民税及び地方消費税を除く、以下同じ）

（イ）本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く）

（ウ）消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く）。

（ア）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

（イ）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

（ウ）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単独法人又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

ケ 団体においては、団体規約及び会計帳簿を備え、予算と決算を行っていること。

コ 特定非営利活動法人の場合にあつては、直近2年度分の特定非営利活動促進法第29条に定める事業報告書等を所管庁へ提出していること。

6 審査項目

企画提案は、次の事項について審査し、総合的に判断する。

(1) 事業者の適格性

ア 業務を実施するにあたり、ウポポイをはじめアイヌ関連施設やアイヌ文化に関する情報や知識を有しているか。

イ 広告宣伝及びイベント実施やPR業務に関し、十分な実績を持ち、関連業務のノウハウを有する事業者とのネットワークを有しているか。

ウ 実施スケジュールが適切であるか。

エ 提案内容が確実に実施される業務執行体制を有しているか。

(2) 企画提案内容の適合性

ア 国内外に向けたPR動画の発信

（ア）国内向け既存のオリジナルPR動画を、SNS等を通じて発信するにあたり、目的の

達成に向け効果的に発信される内容となっているか。

- (イ) 海外向け既存のオリジナルPR動画を、SNS等を通じて発信するにあたり、国際情勢への確に配慮された内容となっており、海外諸地域への効果的なPR手法等による企画となっているか。

イ アイヌ文化関連情報のポータルサイト

- (ア) アイヌ文化を幅広く効果的に発信できるような提案となっているか。
- (イ) 職員が随時更新できるなど管理しやすい仕様となっているか。

ウ PRイベントの実施

- (ア) 会場選定、実施期間が効果的となっているか。
- (イ) アイヌ文化の魅力発信・体験が魅力的な内容となっているか。
- (ウ) インバウンド対応が可能な運営体制が確保されているか。
- (エ) 道内アイヌ関連施設等への興味を高め、来訪意欲を促進するために効果的な提案となっているか。

エ その他

目的の達成に資する独自又は連携企画の内容は適切か。

7 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、委託者と受託者が協議し決定する。
- (2) 業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

8 予算上限額

18,700千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

9 委託期間

委託契約日から令和6年3月19日（火）まで

10 資格審査申請書、企画提案書の提出方法

- (1) 資格審査申請書の提出期限、場所、方法、部数

ア 提出期限 令和5年7月31日（月）17時必着

イ 提出場所 (4)に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る）

エ 提出様式 別添1のとおり

オ 提出部数 1部

- (2) 企画提案書の提出期限、場所、方法、部数

ア 提出期限 令和5年8月18日（金）17時必着

イ 提出場所 (4)に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る）

エ 提出様式 別添2のとおり

オ 提出部数 8部（法人名等については、1部のみに記載し、残り7部については、それらを記載しないこと。また、文中にも法人名等を記載しないこと。）

(3) 質問の受付

電子メール（メールアドレス：kansei.ainu@pref.hokkaido.lg.jp）で受け付けます。

「件名」に【質問：事業委託業務（企業名を記載）】と明記し、本文に事業者名、担当者職・氏名及び連絡先電話番号を記載した上で、質問事項を記載してください。

なお、質問内容の趣旨等の確認をさせていただく場合があります。

送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

(4) 提出窓口

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目

北海道環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課

担当 主査 大島 あい

電話 011-231-4111（内線24-135）

FAX 011-232-4112

11 その他

(1) 企画提案に要する経費は、参加事業者の負担とする。

(2) 企画提案の採否については、文書で通知する。

(3) 企画提案書等を参加期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。

(4) 本業務の成果品に係る著作権は委託者に帰属する。

(5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本円

(6) 契約書作成の要否
要

(7) 関連情報を収集するための窓口
10(4)に同じ

(8) プロポーザルに関する説明

提出された企画提案書の内容については、ヒアリングを行う。

企画提案者が6者以上の場合、あらかじめ審査調書に基づく採点のみによって1次審査を行い、5者の企画提案書を選定の上、当該企画提案書を提出した提案者に対して、ヒアリングを行うものとする。

(9) 審査結果及び特定者名
公表する。